

1 国家公安委員会・警察庁外部通報処理要綱の目的

国家公安委員会及び警察庁において、外部の労働者からの公益通報者保護法に基づく公益通報を適切に処理するため、国家公安委員会及び警察庁が取り組むべき基本的事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

2 改正の経緯

平成17年に消費者庁が「国の行政機関の通報処理ガイドライン」を策定したことに伴い、国家公安委員会及び警察庁では平成18年に「国家公安委員会・警察庁外部通報処理要綱」を策定し、運用してきたところ。

しかし、近時、行政機関に通報その他情報提供等を行った者の個人情報等の取扱いについて国会で取り上げられるなど、その保護の徹底を図ることの重要性が改めて指摘された。

それを受けて公益通報者保護法を所管する消費者庁が、上記ガイドラインを改正するとともに、国の関係行政機関に対して適切な運用を要請したことから、国家公安委員会及び警察庁においても上記要綱を改正することとしたもの。

3 改正の趣旨

国家公安委員会及び警察庁に通報等を行った者の氏名等の個人情報については、特に慎重な取扱いが求められていることから、通報等に関する個人情報保護の徹底を図るため、要綱を改正するもの。

4 主な改正点

- 通報に関する「秘密」のみならず、より広く「個人情報」の漏洩等をしてはならないことを明記する。
- 「通報」のみならず、より広く「相談」に関する秘密・個人情報の漏洩等をしてはならないことを明記する。
- 秘密・個人情報の漏洩等の禁止に係る規定は、現に通報処理に従事する者のみならず、通報・相談の処理に関与した者に広く適用されることとする。
- 正当な理由なく、通報・相談に関する秘密・個人情報を漏洩等した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとることを明記する。

5 参考事項

「警察庁内部通報処理要綱」についても同様の改正を行う。

1 改正の趣旨

「行政のスリム化・自主的な事業の改善、女性職員の活躍及び仕事と生活の調和の推進に資する働き方改革等に関する人事評価における取組について」（平成26年9月4日人事政策統括官通知）を踏まえ、警察庁長官及び地方警務官に係る人事評価実施規程（平成26年9月5日国家公安委員会決定）について所要の改正を行う。

2 改正の内容（人事評価記録書の修正）

(1) 時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するための取組の適切な評価

- ・ 能力評価について、「行政のスリム化・自主的な事業の改善、女性職員の活躍及び仕事と生活の調和の推進に資する働き方の改革等、時代に即した合理的かつ効率的な行政の実現」に関する観点に留意して評価が行われるよう、人事評価記録書の様式に評価上の留意事項（特記事項）を記載
- ・ 業績評価について、同様の観点から目標設定が行われるよう、人事評価記録書の様式に目標設定上の留意事項（特記事項）を記載

(2) 適格性審査への活用

- ・ 幹部職員の任用手続（適格性審査）に人事評価の結果を適切に活用する必要があるところ、異動に伴う適格性審査時点と能力評価期末（9月末）の間が一定期間空く場合、当該審査に最新の能力の発揮状況が反映されないことがある。そのため、長官級職員及び幹部職員の記録書の様式を改正し、当該期間中の能力発揮状況に関する補足的な評価を記載するための備考欄を新設

3 実施日

平成26年10月1日

※ 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの人事評価から適用

1 制定の趣旨

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）に基づき、各府省等の長は、幹部職員の候補となり得る管理職員（課長、室長・企画官級の職員）としての職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を育成するための課程を設け、内閣総理大臣が定める基準に従い運用することとされたことを受け、警察庁における幹部候補育成課程の実施要領を制定するもの。

2 実施規程の概要

(1) 管理体制

課程を実施する長官を補佐し、課程の運用に関し必要な連絡調整等に当たる者として、長官官房人事課長を充てる。

(2) 課程対象者の選定等

毎年度1回以上、次の要件を全て満たす者で、課程における育成を希望する職員を選定するとともに、半年ごとに、成績不良者を引き続き課程対象者としなないことを決定する。

ア 警察庁に採用後の勤務期間が3年から10年までの職員

イ 警察庁の内部部局の課長補佐又は係長相当である者

ウ 人事評価上の要件を満たしている者

エ 課程対象者とすることが不相当と認められる事情がない者

(3) 課程の標準的な期間

選定後課程に在籍した期間が15年を超えるまでの間とする。

(4) 研修

内閣総理大臣が実施する研修のほか、警察庁において、所管行政に係る専門性の向上並びに政策の企画立案及び業務の管理に係る能力等の職務遂行能力の修得を目的とした研修（幹部候補育成研修）を実施する。

3 今後の予定

平成26年10月1日 実施規程の施行

平成26年12月頃 平成26年度課程対象者の選定

平成27年8月頃 第1回幹部候補育成研修実施

| | | |
|---|---|----------------------------|
| 公安委員会 説明資料№ 4 | 「全国犯罪被害者支援フォーラム2014」 の開催について | 平成26年9月25日 給与厚生課 |
| <p>1 開催の趣旨</p> <p>本フォーラムは、犯罪被害者支援に携わる警察、関係機関及び民間被害者支援団体等における知見・技能の向上と緊密な連携を強化するとともに、国民の犯罪被害者支援に対する理解と共感の気運の増進を図ることを目的として、平成8年から毎年秋に開催しており、今回で19回目を迎える。</p> <p>※ 参加者～約500人（都道府県警察、国・地方の行政機関、民間被害者支援団体、被害者学研究者、弁護士、精神科医、臨床心理士など）</p> <p>2 日時</p> <p>平成26年10月3日（金） 13時00分から17時00分まで</p> <p>3 会場</p> <p>イイノホール（東京都千代田区内幸町2丁目1番1号 飯野ビル）</p> <p>4 主催</p> <p>警察庁、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会、公益財団法人犯罪被害救援基金</p> <p>5 後援</p> <p>内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省、公益財団法人日本財団、日本弁護士連合会、一般財団法人ひまわり基金、公益財団法人日工組社会安全財団、日本司法支援センター（法テラス）、一般社団法人日本臨床心理士会</p> <p>6 来賓</p> <p>国家公安委員会委員長、日本弁護士連合会会長</p> <p>7 主な内容（別紙参照）</p> <p>(1) 犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰</p> <p>各都道府県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害支援活動の活性化を図るため、多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官と認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークの代表者との連名表彰等を実施する。</p> <p>(2) パネルディスカッション</p> <p>「犯罪被害者支援における裁判付添い等直接的支援の課題と今後の展望」をテーマとして、民間被害者支援団体をはじめとする各機関のパネリストが討議する。</p> | | |

※ 別紙省略

1 経緯等

総務省では、規制に伴う国民負担を最小限にする観点から、各種規制の実施状況、その効果や負担の状況等について、昨年8月から調査を行い、この度、当該調査の結果に基づき、各規制を所管している6省庁（全18項目）に対して勧告（※1）を行うもの。

※1 勧告は、9月26日の閣議後に公表予定。

2 勧告の対象（当庁関係部分）

警備業法等の警備員の手続に係る添付書類

3 勧告の概要（当庁関係部分）

警備業法等に基づく手続の際に添付することとされている医師の診断書について、警備員個人が別個の手続（※2）を同時に申請する場合には、正本をいずれか一つの申請書に添付すれば、残りの申請書についてはその写しを添付することで足りるとするなどの負担軽減措置を行うこと。

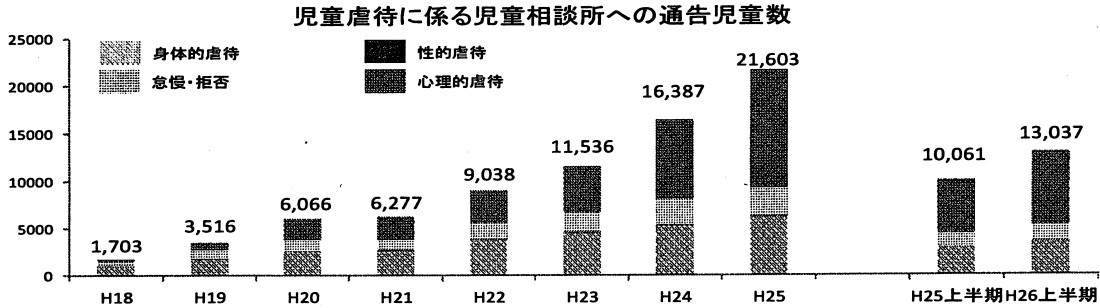
※2 警備員指導教育責任者資格者証の交付申請、機械警備業務管理者資格者証の交付申請及び検定に係る合格証明書の交付申請が該当。

4 今後の対応

勧告に即して負担軽減措置を講じるとともに、（一社）全国警備業協会を通じ、当該措置について警備業界への周知を図る。

1 児童虐待

- 通告児童数は過去最多。
- 「心理的虐待」による通告児童数が全体の約6割
- 検挙件数等は過去最多。死亡児童数は4年連続で減少し過去最少。



児童虐待事件の検挙状況

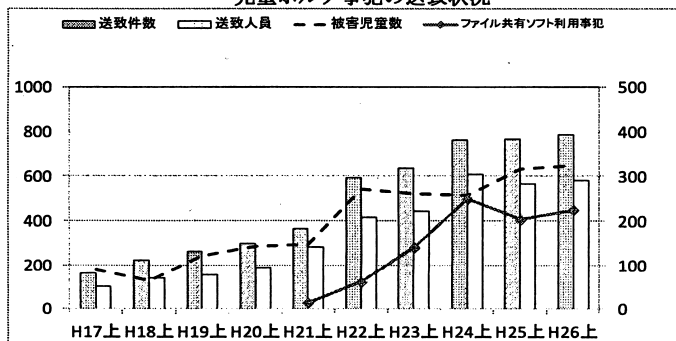
| | H18上 | H19上 | H20上 | H21上 | H22上 | H23上 | H24上 | H25上 | H26上 |
|-----------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 検 挙 件 数 | 120 | 149 | 160 | 157 | 180 | 153 | 248 | 221 | 317 |
| 身体的虐待 | 86 | 113 | 116 | 112 | 140 | 111 | 175 | 157 | 228 |
| 性的虐待 | 23 | 27 | 34 | 41 | 31 | 38 | 68 | 49 | 78 |
| 怠慢・拒否 | 11 | 9 | 10 | 4 | 9 | 3 | 5 | 7 | 6 |
| 心理的虐待 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 8 | 5 |
| 検 挙 人 員 | 131 | 164 | 163 | 165 | 198 | 163 | 255 | 227 | 328 |
| 被 害 児 童 数 | 128 | 157 | 164 | 164 | 186 | 162 | 252 | 224 | 320 |
| うち死亡児童数 | 28 | 18 | 29 | 11 | 18 | 14 | 12 | 11 | 10 |
| 構成比 | 21.9% | 11.5% | 17.7% | 6.7% | 9.7% | 8.6% | 4.8% | 4.9% | 3.1% |

※無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

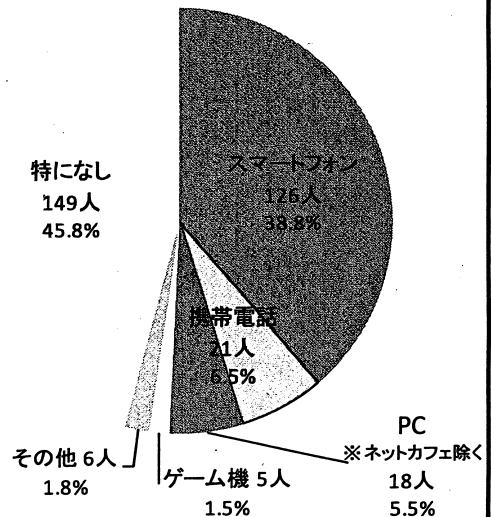
2 児童ポルノ事犯

- 送致件数及び被害児童数は過去最多。
- 製造事犯は、過去最多を記録した昨年に引続き高水準。低年齢児童の4分の3が強姦・強制わいせつ的手段により製造。
- スマートフォンを使用して被害にあった児童数(126人)は全体の約4割。前年の約1.5倍に増加

児童ポルノ事犯の送致状況



被害児童のアクセス機器手段(H26上)



| | H17上 | H18上 | H19上 | H20上 | H21上 | H22上 | H23上 | H24上 | H25上 | H26上 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 送 致 件 数 | 164 | 224 | 262 | 300 | 367 | 595 | 637 | 762 | 765 | 788 |
| 製 造 事 犯 | 62 | 99 | 145 | 175 | 165 | 305 | 322 | 297 | 407 | 404 |
| ファイル共有ソフト利用事犯 | - | - | - | - | 14 | 62 | 141 | 249 | 204 | 225 |
| 送 致 人 員 | 102 | 143 | 159 | 188 | 284 | 416 | 446 | 610 | 568 | 583 |
| 被 害 児 童 数 | 91 | 65 | 121 | 144 | 148 | 271 | 282 | 258 | 318 | 325 |

1 目的

広く国民の理解と協力を得ながら、逃亡、潜伏している凶悪重要事件等の指名手配被疑者に対する追跡捜査を強化し、早期検挙を図る。

2 実施期間

平成26年11月1日(土)～30日(日)の1箇月間
(10月1日(水)～31日(金)を準備期間として設定)

3 実施体制

各都道府県警察に推進本部及び追跡捜査専従班を設置するなど追跡捜査体制を強化する。

4 捜査重点被疑者

- (1) 警察庁指定重要指名手配被疑者 14人
殺人等 10人
強盗致傷等 3人
爆発物取締罰則違反被疑者 1人
- (2) 都道府県警察指定重要指名手配被疑者 362人
※ 全国の指名手配被疑者 748人(平成26年8月末日現在)

5 国民からの情報提供の促進

- (1) 公開ポスター
警察庁指定重要指名手配被疑者14人掲載のポスターを作成し、駅、海空港、商業施設等に掲示
- (2) 広報媒体の活用
警察庁ホームページ、各都道府県警察ホームページ等に、公開捜査中の捜査重点被疑者に関する情報を掲載。また、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて情報提供の呼びかけ
- (3) 捜査特別報奨金制度に基づく懸賞広告の実施
捜査特別報奨金制度の対象事件中、指名手配している殺人事件被疑者3人に係る懸賞広告を実施

【薬物情勢】

1 薬物事犯の検挙状況

- 全薬物事犯検挙人員は4年連続減少するも、本年上半期は前年同期比でほぼ横ばい。
- 覚醒剤事犯検挙人員は、83.8%を占め、最大の課題。
覚醒剤事犯検挙人員のうち、
・暴力団構成員等は、56.4%
・再犯者率は、64.8%

2 覚醒剤の押収状況及び同密輸入事犯の検挙状況

- 覚醒剤押収量は、最近5年間の上半期平均押収量を上回る。
- 仕出国の多様化傾向は継続。
検挙件数上位仕出国・地域
・中国(27件、39.7%)
・メキシコ(10件、14.7%)
・香港(9件、13.2%)

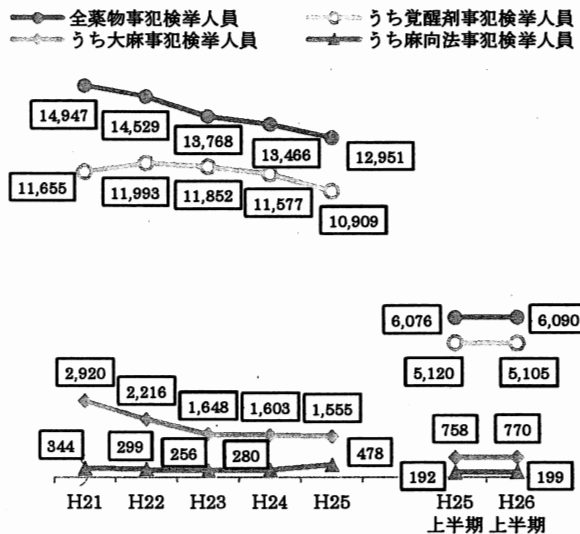
【銃器情勢】

- 銃器発砲事件数は低水準で推移。本年上半期は13件で、平成24年に次いで、過去2番目に少ない。
- 拳銃押収丁数は210丁で、平成17年以降、ほぼ横ばい。
暴力団からの押収は70丁で、長期的には減少傾向。

【今後の取組方針】

- 薬物密輸・密売組織及び末端乱用者の取締りの強化。
- 関係機関と連携した危険ドラッグ対策の強化。
- 様々な捜査手法の活用及び積極的な拳銃情報の収集による摘発の強化。

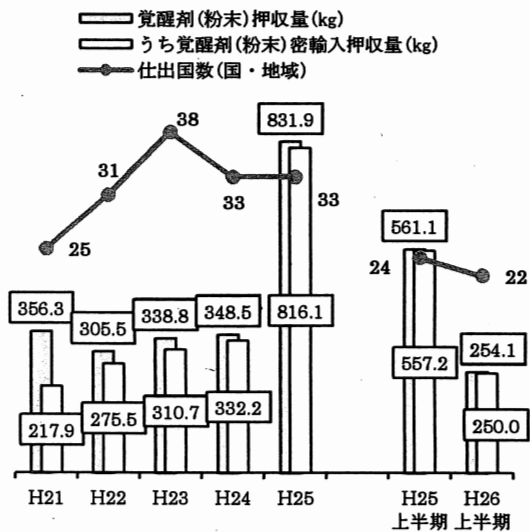
薬物事犯検挙状況の推移



1~3 頁

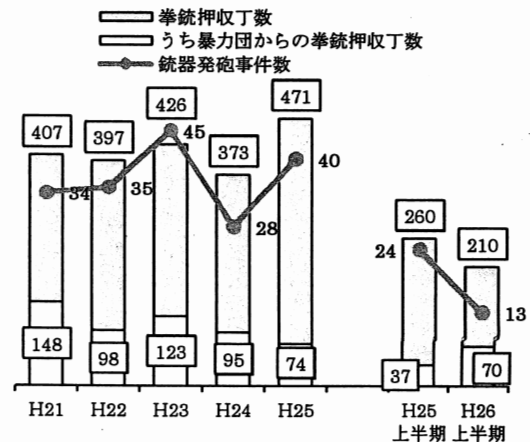
5~6 頁

覚醒剤押収量等の推移



12~13 頁

拳銃押収状況等の推移



1 緊急対策フォローアップの概要

9月19日に薬物乱用対策推進会議が開催され、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づいたこれまでの各種取組みの推進状況についてフォローアップが行われた（山谷国家公安委員会委員長出席）。

その概要は次のとおり。

(1) 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化

- 関係機関と連携した一斉合同立入等を実施し、危険ドラッグ販売店舗の実態把握を推進
- 関係機関・団体、少年警察ボランティア等と連携したキャンペーンの実施等幅広い広報啓発活動を推進

(2) 指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

- 危険ドラッグの指定薬物への迅速かつ効果的な指定
- 取締りの徹底

(3) 危険ドラッグの規制のあり方の見直し

- 厚生労働省と連携し危険ドラッグ販売店舗に対して検査命令及び販売停止命令を実施
- 無承認医薬品としての取締りの強化

2 今後の警察の取組み

- 乱用者に対する取締り及び販売店舗等に対する突き上げ捜査の徹底
- インターネット販売対策として、関係機関と連携した削除要請の実施
- 危険ドラッグの危険性についての啓発強化

| | | |
|--------------------|------------------------------|---------------------|
| 公安委員会 説明資料No.10 | 女子児童被害に係る殺人死体遺棄事件 の検挙について | 平成26年9月25日 捜査第一課 |
|--------------------|------------------------------|---------------------|

兵庫県警察は、本年9月11日（木）、神戸市長田区における女子児童の行方不明事案を認知し、翌12日（金）公開手配をするとともに、自宅付近等を捜索していたところ、同月23日（火）、同区内の草むらにおいて同女の遺体を発見し、所要の捜査を推進した結果、同月24日（水）、被疑者を死体遺棄罪で逮捕した。

1 被疑者

住居 神戸市長田区

47歳

2 被害者

住居 神戸市長田区

小学生 A 女

6歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、本年9月11日午後3時20分頃から同月9月23日午後4時10分頃までの間、神戸市長田区内の草むらにおいて、被害者の死体を遺棄したものの。

4 捜査の経緯

- (1) 本年9月11日、兵庫県警察が被害者の行方不明事案を認知。翌12日に公開手配を行い、約260名体制で捜索等を実施するとともに、被害者関係者、地域住民への聞き込みや防犯カメラの解析等、所要の捜査を推進した。
- (2) 同月23日午後、捜索中の警察官が雑木林において、ポリ袋数個に在中していた遺体を発見。鑑定の結果、在中していた遺体を被害者と断定し、24日、捜査本部を設置した。

1 大会の目的等

本大会は、全国の白バイ乗務員の安全運転技能を向上させ受傷事故の絶無を期すとともに、士気の高揚及び交通機動隊員の融和団結を図ることを目的として、昭和44年に第1回大会を開催し、今大会で45回目の開催となる。

2 実施年月日

平成26年10月11日（土）、12日（日）の2日間

3 実施場所

茨城県ひたちなか市新光町605番地16
自動車安全運転センター 安全運転中央研修所

4 大会日程及び競技種目

- 10月11日（土）【大会1日目】
 - ・ 開会式及び分列行進
 - ・ バランス走行操縦競技
 - ・ トライアル走行操縦競技
- 10月12日（日）【大会2日目】
 - ・ 不整地走行操縦（モトクロス）競技
 - ・ 傾斜走行操縦（スラローム）競技
 - ・ 閉会式

5 参加選手等

- 男性警察官の部（143名）
 - ・ 第1部（白バイ乗務員数の多い9都府県警察）～36名
 - ・ 第2部（皇宮警察及び上記第1部以外の35道府県警察）～107名
- 女性警察官の部（39名）
25都道府県警察

6 表彰

- 男性警察官の部
 - ・ 団体 第1部 第1位～第3位
第2部 第1位～第6位
 - ・ 個人 個人総合 第1位～第10位
各種目別 第1位～第3位
- 女性警察官の部
 - 個人 第1位～第3位